5．役員及び職員の給与等の明細

（単位：円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(10,455) 3,244,235	(0) 1	(—) —	(—) —
職員	(4,640,708) 61,082,728	(9) 46	(—) —	(—) —
計	(4,651,163) 64,326,963	(9) 47	(—) —	(—) —

（注１）　役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。
（注２）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。
（注３）　支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。
（注４）　非常勤の役員及び職員は、外数として（　）で記載しております。

法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）中一部改正公告

法律援助の支出に関する規則（規則第百十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十二年八月二十日　日本弁護士連合会
法律援助基金の支出に関する規則中一部改正
法律援助基金の支出に関する規則の一部を次のように改正する。
別表一高齢者・障害者又はホームレスに対する法律援助の部口生活保護申請にかかる審査請求等の項費用相当分（※）基準額（消費税込）の欄中「20,000円」を「5,000円」に改める。
附　則
別表一の改正規定は、平成二十二年八月二十日から施行し、同年四月一日から適用する。

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）中一部改正公告

犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十二年八月二十日　日本弁護士連合会
犯罪被害者法律援助基金に関する規則中一部改正
犯罪被害者法律援助基金に関する規則の一部を次のように改正する。
第二条中「法律援助事業に関する規程」の下に「（以下「規程」という。）」を加える。
附　則
第一条の改正規定は、平成二十二年八月二十日から施行する。

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）中一部改正公告

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十二年八月二十日　日本弁護士連合会
難民認定法律援助基金に関する規則中一部改正
難民認定法律援助基金に関する規則の一部を次のように改正する。
別第一条中「法律援助事業に関する規程」の下に「（以下「規程」という。）」を加える。
別表ロ難民該当性に関する訴訟手続（難民不認定取消等及び退去強制令書取消等請求訴訟等）の項中「ただし、通訳を要しないときは5,000円」を削る。
附　則
第一条及び別表の改正規定は、平成二十二年八月二十日から施行し、同年四月一日から適用する。

裁決の公告

長野県弁護士会が平成21年11月２日に告知した同会所属弁護士　酒井　宏幸　会員（登録番号21795）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年８月18日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年８月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 22 年８月 25 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

鹿児島県弁護士会が平成22年３月19日に告知した同会所属弁護士　窪田　雅信　会員（登録番号16455）に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年８月18日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年８月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 22 年８月 25 日　　日本弁護士連合会

型式適合認定に関する公示

財団法人日本建築センター公示第型108号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第1項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の3第1項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成22年9月17日

財団法人日本建築センター
理事長　立石　真

建築基準法施行令第136条の2の11第2号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成22年5月14日）
フジクリーン工業株式会社
型01CadOa0054056　型01CadOa0074057
型01CadOa0104058
琉球設備工業株式会社
型01Cafba0054071　型01Cafba0074072
建築基準法施行令第136条の2の11第2号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成22年5月19日）
大管工業株式会社
山正産業株式会社
型01CadOa0053904　型01CadOa0073905
型01CadOa0103906　型01CadOa0113907
型01CadOa0143908　型01CadOa0183909
型01CadOa0213910　型01CadOa0253911
型01CadOa0283912　型01CadOa0303913
型01CadOa0323914　型01CadOa0363915
型01CadOa0423916　型01CadOa0463917
型01CadOa0503918　型01CaeOa1013865
型01CaeOa1023866　型01CaeOa1033867
型01CaeOa1043868　型01CaeOa1053869
型01CaeOa1063870　型01CaeOa1073871